

平成30年10月23日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件  
(うちガスふろがま(都市ガス用) 1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1件  
(うち椅子1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 4件  
(うち踏み台(アルミニウム合金製) 1件、  
リチウム電池内蔵充電器1件、換気扇1件、  
水槽用ウォータークーラー1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 柳川、牧野

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800413	平成30年10月11日	平成30年10月18日	ガスふろがま(都市ガス用)	GS-130D	株式会社ノーリツ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800411	平成30年8月18日	平成30年10月18日	椅子	00087753	イケア・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品に着座中、左後部の脚部が曲がり、転倒し、負傷した。現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年10月11日

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800410	平成30年9月25日	平成30年10月18日	踏み台(アルミニウム合金製)	重傷1名	店舗で当該製品を使用中、転倒し、頭部を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年10月16日
A201800412	平成30年9月21日	平成30年10月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年10月15日
A201800414	平成30年9月19日	平成30年10月19日	換気扇	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	製造から35年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年10月10日
A201800415	平成30年10月9日	平成30年10月19日	水槽用ウォータークーラー	火災	学校で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件  
該当案件なし

椅子 (管理番号:A201800411)

